

下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年2月3日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 061-2274 札幌市南区小金湯27番地

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

札幌市アイヌ文化交流センター（電話 011-596-5961、電子メール ainushisaku@city.sapporo.jp）

2 入札に付する事項

- (1) 事業の名称 一般競争入札による市有財産の貸付（物件番号 市）アイヌ施策－1 札幌市アイヌ文化交流センター中2階
- (2) 貸付内容・場所等 飲料用自動販売機設置
物件番号1 札幌市アイヌ文化交流センター 中2階
※詳細は「令和5年度自動販売機設置事業者募集案内書」（以下、「案内書」という。）による。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。
- (4) 入札方法 年額で行う。なお、最低貸付価格（15,600円/年 税抜）を設定している。見積もった契約希望年額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約は総価（落札金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、(3)の期間で計算した合計額）で行う。

3 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続き

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては案内書を熟読し、契約の条件、現地の図面等を確認の上、申込みをすること。

(1) 受付期間

令和5年2月3日（金）から令和5年2月18日（土）までの月曜を除く平日・土（ただし、

2月11日は除く)・日曜の8時45分から17時00分まで

※郵送の場合は、申込期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機設置入札参加申込書在中」と標記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 問合せ先

上記1に同じ

なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。

(<https://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/keiyaku.html>)

(2) 入札の日時及び場所

令和5年3月8日(水)14時00分

市役所本庁舎 地下1階 4号会議室 (札幌市中央区北1条西2丁目)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること(送付及び電送による提出は認めない。)。

(5) 本件の仕様等に対する質問

ア 提出方法

書面(持参、送付又は電子メール)により送付すること。

イ 提出先及び提出期限

提出先:上記1に同じ。

提出期限:令和5年2月18日(土)17時00分までに送付すること(持参の場合は、月曜を除く平日・土(ただし、2月11日は除く)・日曜の8時45分から17時00分まで)

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年3月3日(金)17時00分までにホームページに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括納付すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10(円未満切上げ)の額とするが、納入済みの入札保証金はこれに充当する。なお、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

- 工 契約保証金は、本件契約満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。
- オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低貸付価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は案内書による。